

審 議 票

R3.12.21

Ⅱ-3

審議項目	個人情報取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）		
関係規定	現行条例		新法
	第8条, 第8条の2, 第9条		第63条, 第69条, 第70条～第73条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・審議会の意見聴取手続など	・利用及び提供の制限など	・不適正な利用の禁止 ・外国にある第三者への提供の制限など
新条例への規定の可否	・法の規律を超えての利用及び提供の制限は規定できないと考えられる。		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 目的外利用・提供の制限	<p>① 「相当の理由」や「特別の理由」に係る判断の妥当性の担保</p> <p>行政機関等の内部での目的外利用や他の行政機関等への目的外提供は、行政機関等が「法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で利用」し、かつ、利用することに「相当の理由」があるときに限られる。また、行政機関等以外への提供は、統計作成や学術研究等の目的以外では「特別の理由」があるときに限られる。</p> <p>② 提供先が可視化されないこと。</p>
	2 審議会の役割	① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。
	3 提供先への措置要求	① 現行条例にない内容（「外国にある第三者への提供」「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求」「仮名加工情報の取扱いに係る義務」）が規定されること

考 え 方 (案)	<p><1, 2について></p> <p>① 個人情報保護委員会が作成するガイドライン等に示される「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有したうえで、判断に迷う事案について同委員会に助言を求める体制を整える必要がある。</p> <p>② 実務としては、新たに個人情報を取り扱うこととなる事務のうち一定のものについて、制度所管課への事前協議を求めることが考えられる。</p> <p>③ 目的外利用や提供について、類型的に審議会の意見聴取手続を制限解除の要件とすることはできないとしても、個別ケースの判断をする際に必要に応じて審議会の意見を聴くことができる仕組みや、一定の事案（例えば「相当の理由」や「特別の理由」があると判断したもの）を事後的に審議会に報告する仕組みは、団体内部の手続として新条例に規定してもよいのではないか。</p> <p>④ 一定の事案を審議会に報告することとし、当該報告内容について提供先も含めて公表すれば、ある程度の提供先の可視化も図れるのではないか。</p> <p><3について></p> <p>① 新たな概念を含む規定については、趣旨等を庁内にしっかり周知する必要がある。</p>

主な意見	(後日記載)
------	--------

関係規定【個人情報の取扱いの制限（利用及び提供の制限）】

R3. 12. 21

Ⅱ - 3

現行条例	新法	備考
	<p>(不適正な利用の禁止) 第63条 行政機関の長(…), 地方公共団体の機関, 独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下…「行政機関の長等」という。)は, 違法又は不当な行為を助長し, 又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>○ 具体例 ・ 本人に対する違法な差別的取扱いを行うための個人情報の利用</p>
<p>(個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は, ●個人情報の取扱事務の目的を超えて, 個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を●当該実施機関内で利用し, 又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当するときは, この限りでない。 ●(1) 法令に定めがあるとき。 ●(2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版, 報道等により公にされているとき。 ●(4) 個人の生命, 身体又は財産の安全を守るため, 緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ●(5) 前各号に掲げるもののほか, 公益上特に必要があり, かつ, 本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(利用及び提供の制限) 第69条 行政機関の長等は, ●法令に基づく場合を除き, ●利用目的以外の目的のために●保有個人情報を自ら利用し, 又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず, 行政機関の長等は, 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは, 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し, 又は提供することができる。ただし, 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し, 又は提供することによって, ●本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは, この限りでない。 (1) ●本人の同意があるとき, 又は本人に提供するとき。 (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって, 当該保有個人情報を利用することについて●相当の理由があるとき。 (3) 他の行政機関, 独立行政法人等, 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において, 保有個人情報の提供を受ける者が, 法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し, かつ, 当該個人情報を利用することについて●相当の理由があるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか, 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき, 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき, その他保有個人情報を提供することについて●特別の理由があるとき。 3 前項の規定は, 保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 4 行政機関の長等は, 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは, 保有個人情報の利用目的以外の目的のために行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>	<p><利用及び提供の制限> ○ 新法は, 本人に提供するときも目的外提供できるとしている。 ○ 新法には, 目的外利用及び提供に係る審議会手続に相当する規定がなく, その可否を行政機関の長等が自ら「相当の理由」や「特別の理由」により判断することとなる。 ○ 「相当の理由」は, 行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく, 少なくとも, 社会通念上, 客観的にみて合理的な理由があることが求められる。(個別条文に関する解説[令和3年6月暫定版]) ○ 「特別の理由」は「相当の理由」よりも厳格な理由が必要であり, 具体的には次のものが考えられる。(ガイドライン案 (R3. 10. 29)) ① 行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること ② 提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること ③ 提供を受ける側の事務が緊急を要すること ④ 当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること ○ 新法では, あらかじめ内部で目的外利用できる機関又は職員の範囲を制限することについての規定がある。</p>
<p>2 実施機関は, 前項ただし書の規定により個人情報を利用し, 又は提供するときは, ●個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p>(個人情報の保有の制限) 第61条 行政機関等は, …法令(条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。)の定める所掌事務…。(以下略) ※第64条第3項の「法令」には条例は含まない。</p>	<p><審議会の役割> ○ 新法には, 利用及び提供の制限を解除するための審議会手続に係る規定はない。 ○ 過去の審議事例 ・ 固定資産税等の賦課事務における空き家及び京町家情報の活用 (概要) 適正かつ公平な課税を図るため, 空き家や京町家のリノベーション等に関する情報を活用し, 適正な課税の強化を図る。 ・ 予防のための子どもの死亡検証制度に係る情報提供事務 (概要) 専門家による調査を行い予防可能な子どもの死亡を減らすため, 本市が保有する死亡した子どもの成育情報等を京都府へ提供する。</p>
<p>3 実施機関は, 第1項第5号の規定により個人情報を利用し, 又は提供しようとするときは, あらかじめ, 審議会の意見を聴かなければならない。</p>		
<p>(特定個人情報の利用の制限) 第8条の2 実施機関は, 個人情報取扱事務の目的を超えて, 特定個人情報を当該実施機関内で利用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず, 実施機関は, 個人の生命, 身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって, 本人の同意があり, 又は本人の同意を得ることが困難であるときは, 個人情報取扱事務の目的を超えて特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を利用することができる。 3 実施機関は, 前項の規定により特定個人情報を利用するときは, 個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>		<p>○ 特定個人情報に関しては, 番号法第30条及び第31条により, 個人情報保護法第69条が読み替えて適用されるため, 条例の個別条文は不要となる。</p>

関係規定【提供先への措置要求】

現行条例	新法	R3.12.21	II-3
	新法	備考	
<p>(提供先に対する措置要求)</p> <p>第9条 実施機関は、他の実施機関以外のものに個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>○ 新法と条例は同趣旨</p>	
	<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第71条 行政機関の長等は、外国(…我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。…)にある第三者(…個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(…)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。…)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、<u>あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。</u></p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、<u>あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</u></p> <p>3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、<u>当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</u></p>	<p>○ 外国にある第三者(我が国と同水準の措置体制を有しない者)への目的外提供については、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意が必要。</p> <p>○ 本人同意を得る場合においては、あらかじめ、本人に対して、提供先である外国の個人情報保護制度等の参考情報の提供が必要。</p> <p>○ 提供先(我が国と同水準の措置体制を有する者)による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに本人の求めに応じて、その必要な措置に関する情報を提供しなければならない。</p>	
	<p>(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第72条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>		
	<p>(仮名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第73条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。…)において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、<u>その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、<u>削除情報等(…)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u></p> <p>4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは(…)信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(…)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、<u>当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</u></p> <p>5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	<p>○ 取得した仮名加工情報について、第三者提供の禁止、安全管理措置、識別行為の禁止、連絡先等の利用の禁止等を規定している。</p>	